

## 社会連携方針

2014年1月14日

教授会承認

2014年1月21日

理事会承認

本学では、キリスト教世界観に立つリベラル・アーツ教育（教養教育）と専門分野の教育（「神学」「国際キリスト教学」「キリスト教福祉学」「教会音楽」）をとおして、教会と市民社会に仕える働き人の育成を目的に教育・研究を行なっている（「学部規則」第2条、「大学院規則」第8条より）。それらの教育・研究の成果をとおして、広く社会への貢献を行う。この目的の実現のため、本学では以下の社会連携ポリシーを定める。

- 1 本学は、教育・研究の成果を、有効な手段（インターネット、印刷媒体、公開講座、学外講座等）を用いて積極的に公開し、社会への還元を努める。
- 2 本学は、教会、NPO・NGO、企業、行政、教育研究機関等との協働を進め、市民社会の醸成と人々の幸福（well-being）に資する活動を推進する。
- 3 本学では、キリスト教のもつグローバルな特性とネットワークを活かし、国際社会に人材と教育・研究成果を提供し、世界の人々への貢献を行う。
- 4 前述の協働に際しては、法令、学内諸規程を遵守し、公平性・透明性の高い社会連携活動を行う。
- 5 本学では、学生の学習と安全・健康等に支障のない範囲で、学内施設の地域社会への提供・活用に努める。
- 6 本学では、教職員・学生の自由意志による社会貢献を応援し、その積極的な評価を行う。また、学生の授業以外の社会貢献参加は、あくまで学生の自由意志によるものとし、不参加の学生がいかなる不利益も被らないようにする。